

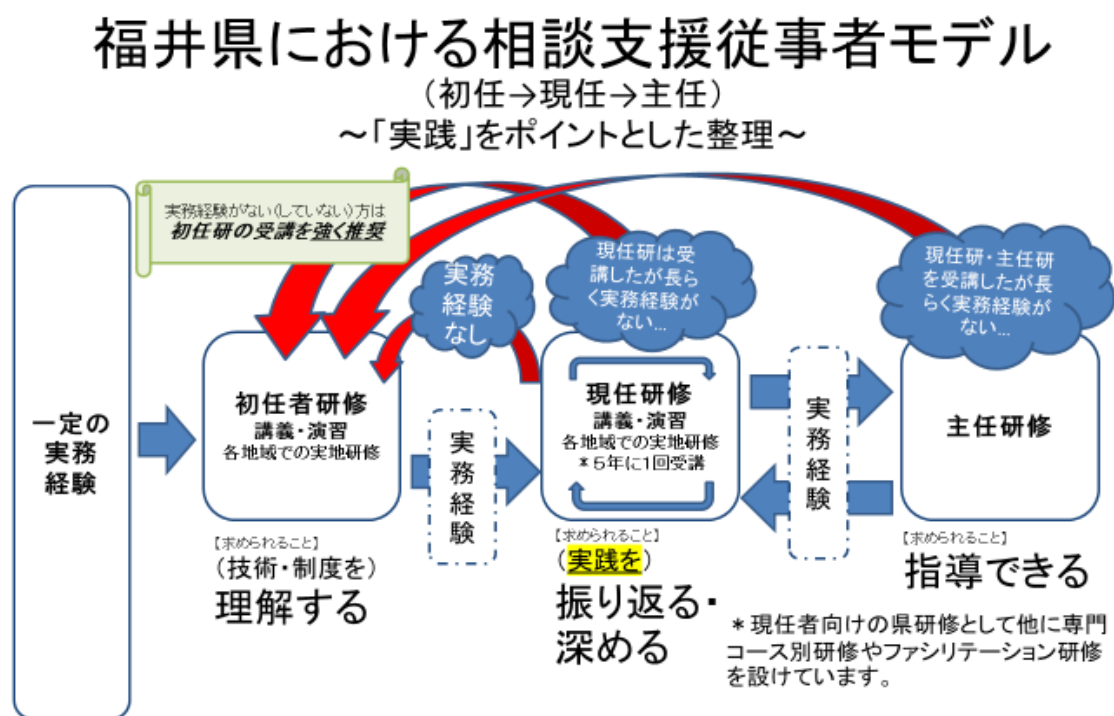
令和5年度福井県相談支援従事者研修について

1 福井県相談支援従事者研修の趣旨

相談支援従事者についての告示は令和2年4月1日に改正が適用されており、相談支援の質の向上を目的とし、標準カリキュラムが一新されたほか、現任研修受講の要件が追加（研修受講前5年間のうち2年以上の実務経験を要する）されています。これを受け福井県では、初任者研修については、令和元年度に告示改正前に先んじて実施したほか、令和2年度より実施する現任研修については新たな標準カリキュラムをベースとしつつ、各圏域の自立支援協議会などにおける実地研修を取り入れる等、現在、福井県内で相談支援に従事されている方の業務に対し最善の効果が得られると考えられる研修構造を採用しました。

加えて、各研修や各地域における人材育成の取り組みがより有機的なつながりを持てるよう法定研修（初任・現任・主任）の受講についての福井県におけるモデルを図1「福井県における相談支援従事者モデル」として整理しました。

つきまして、福井県における相談支援従事者研修を受講される際は、こうした研修意図を御理解いただいた上でお申込みください。



* 図中“実践”とは相談支援従事者としての実務を指します

図1 福井県における相談支援従事者モデル

2 初任者研修について

障害者相談支援の入り口としての位置づけで講義・演習・地域での実習（実地研修）を通して、初任者にとって必要な獲得目標に沿って学んでいきます。初任者研修の構造については図2「初任者研修の構造」【厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業「相談支援従事者研修ガイドラインの作成及び普及事業」モデル研修資料より】に示します。

（初任者研修受講のポイント）

地域での実習（実地研修）では、実際に御自身の事例に対しケアマネジメントプロセス（ニーズ整理・計画作成）を実践し、助言・指導をもらう体験をするほか、従事予定圏域の自立支援協議会に参加していただくことを予定しています。

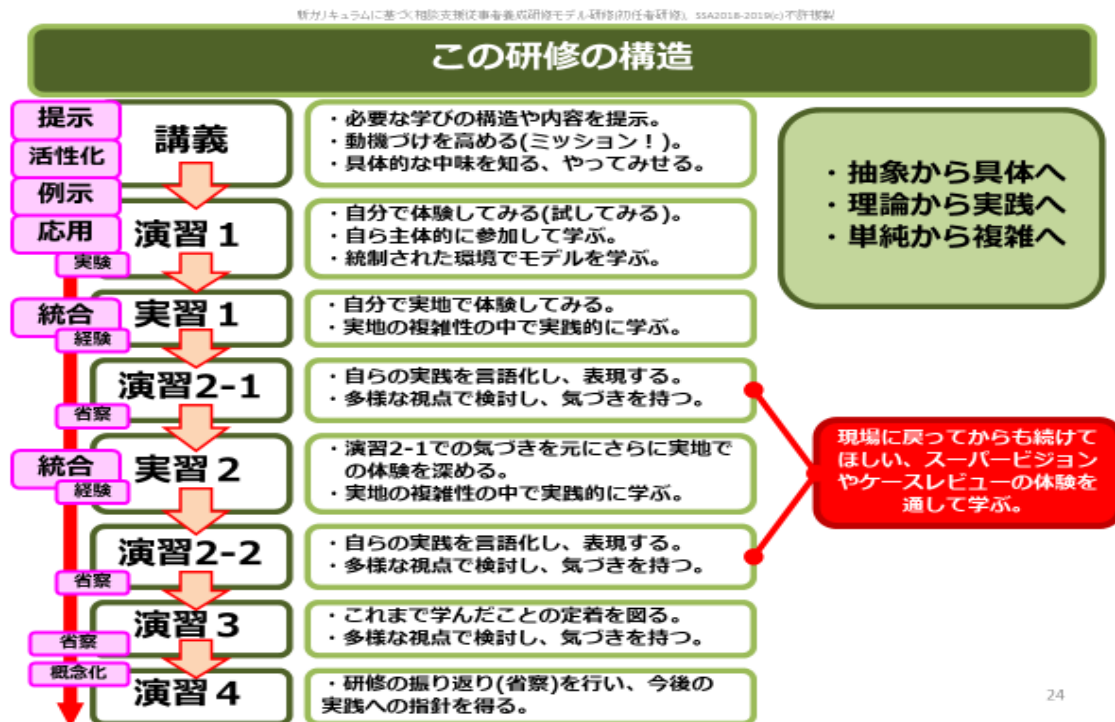


図2 「初任者研修の構造」

3 現任研修について

初任者研修で扱った価値・知識・技術の振り返りを含め、地域を基盤としたソーシャルワーク（個別相談支援・チームアプローチ・コミュニティワーク）およびスーパービジョンについて、実践（実際の業務）を通して理解し、気づき・深めることを目的としています。現任研の構造については、図3「現任研修の構造」【厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業「相談支援従事者研修ガイドラインの作成及び普及事業」モデル研修資料より】に示します。

（現任研修受講のポイント）

演習では、御自身の実践事例を御提出いただき、実地研修において事例に対する支援についての検討をチームで行っていただくほか、各圏域の自立支援協議会に参加いただくことを予定しています。

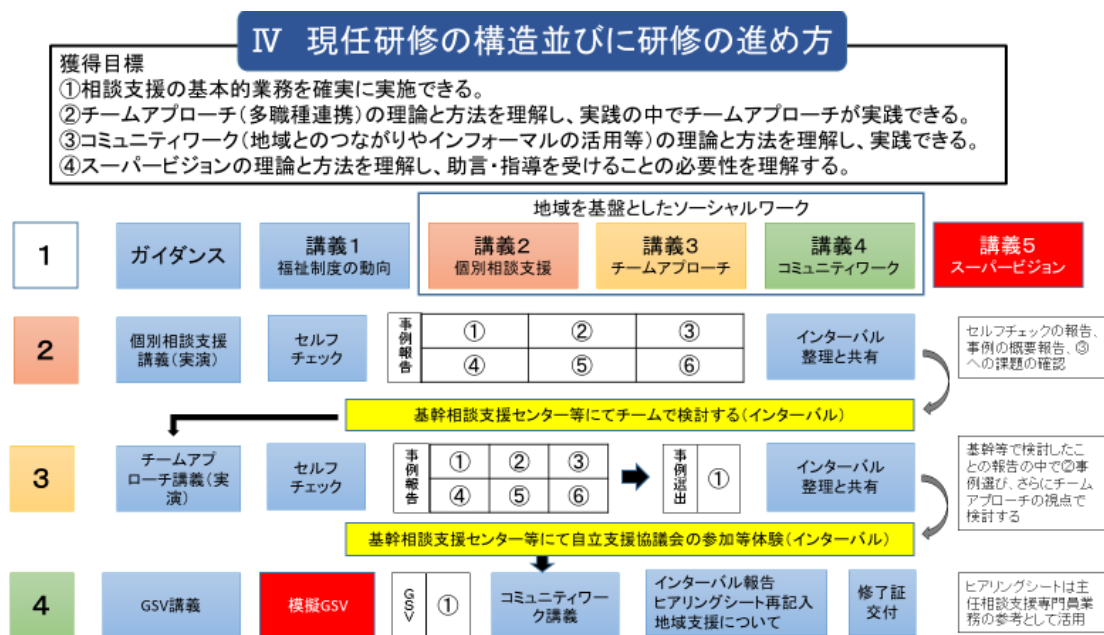


図3「現任研修の構造」

4 主任相談支援専門員養成研修について

実施について調整中